

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在籍の日が休日とある翌日)

鳥取県規則第四十六号

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和四十年二月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表に次のように加える。

◆規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

目次

規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西尾邑 次

第二条第四項を削る。

第五条の二第一項中「様式第七号の二」を「様式第七号の五」に改め、同条第三項中「様式第七号の三」を「様式第七号の六」に、「様式第七号の四」を「様式第七号の七」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(据置期間の延長の申請等)

第五条の二 令第七条第五項又は第六項の規定による据置期間の延長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期間延長申請書(様式第七号の二)を知事に提出しなければならない。

知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、据置期間の延長をすることが適当であると認めたときは、据置期間の延長の決

昭和60年9月27日 金曜日

鳥取県公報

定を行ふものとする。

3 知事は、前項の規定により据置期間の延長の決定をしたときは母子福祉資金貸付金据置期間延長決定通知書（様式第七号の三）により、据置期間の延長をしないと決定したときは母子福祉資金貸付金据置期間延長不承認決定通知書（様式第七号の四）により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

第八条第一項中「又は生活資金」を「、生活資金又は児童扶養資金（以下この章において「月額資金」という。）」に、「及び第七号」を「、第七号及び第十二号」に改める。

第九条第一項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「月額資金」に改める。

第十二条中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「月額資金」に、「これらの資金の」を「その」に改める。

第十五条の表以外の部分中、「及び第四項」を削り、同条の表中

第二条第三項
第九条第一項
及び第三項

母子福祉資金

寡婦福祉資金

前二項

第十四条第二項又は第十
五条において準用する第
二条第三項

令第二十八条第二項にお
いて準用する令第七条第
五项

第一条第四項	
前二項	
第十四条第二項又は第十 五条において準用する第 二条第三項	令第二十八条第二項にお いて準用する令第七条第 五项

を

第二条第三項
並びに第九条
第一項及び第
三項

母子福祉資金

寡婦福祉資金

第五条の二第
一項

令第十六条ただし書

令第二十九条において準
用する令第十六条ただし
書

第五条の二第
二項

母子福祉資金貸付金違
約金徴収免除申請書

寡婦福祉資金貸付金違約
金徴収免除申請書

第五条の二第
二項

前項

第十五条において準用す
る第五条の二第一項

第五条の二第
三項

前項

第十五条において準用す
る第五条の二第二項

第五条の二第
二項

前項

第十五条において準用す
る第五条の二第二項

第五条の二第
二項

母子福祉資金貸付金違
約金徴収免除決定通知
書

寡婦福祉資金貸付金違約
金徴収免除決定通知書

第五条の二第
二項

令第七条第五項又は第
六項

令第二十八条第二項にお
いて準用する令第七条第
五项

第五条の二第 二項	令第七条第五項又は第 六項
第五条の二第 二項	令第二十八条第二項にお いて準用する令第七条第 五项

を

					一項	母子福祉資金貸付金据置 期間延長申請書
					二項	第五条の二第一項
					二項	第五条の二第二項
					前項	第十五条において準用する第五条の二第一項
					前項	第十五条において準用する第五条の二第二項
					三項	第五条の二第一項
					三項	第五条の二第二項
					母子福祉資金貸付金据置 期間延長決定通知書	母子福祉資金貸付金据置 期間延長決定通知書
					母子福祉資金貸付金据置 期間延長不承認決定通知書	寡婦福祉資金貸付金据置 期間延長不承認決定通知書
					通知書	通知書
					第五条の三第一項	第五条の三第一項
					一項	第五条の三第一項
					令第十六条ただし書	令第二十九条において準用する令第十六条ただし書
					母子福祉資金貸付金達約 金徴収免除申請書	寡婦福祉資金貸付金達約 金徴収免除申請書
					前項	第十五条において準用する第五条の三第一項
					二項	第十五条において準用する第五条の三第二項
					第五条の三第一項	第五条の三第一項

12

			第五条の三第一項 母子福祉資金貸付金達約金徴収免除決定通知書
		第八条第一項 令第六条第三号から第五号まで及び第七号	母子福祉資金貸付金違約金徴収免除不承認決定通知書
	第八条第一項 令第六条第三号から第五号まで、第七号及び第十二号	生活資金又は児童扶養資金	寡婦福祉資金貸付金違約金徴収免除不承認決定通知書
第十二条 令第十二条各項各号	令第二十九条において準用する令第十二条各項各号(第二項第二号及び第三号を除く。)	又は生活資金	寡婦福祉資金貸付金違約金徴収免除決定通知書
第十三条 令第十三条各項各号	令第二十九条において準用する令第十二条各項各号(第二項第二号及び第三号を除く。)	令第二十七条第三号から第五号まで及び第八号	寡婦福祉資金貸付金違約金徴収免除決定通知書

乙

昭和60年9月27日 金曜日

様式第四号、 様式第八号か 心様式第十六 号や、様式 第十八号	母子福祉資金貸付金	寡婦福祉資金貸付金
様式第七号の 二から様式第 十六号まで及 び様式第十八 号	母子福祉資金貸付金 約金徵収免除申請書	寡婦福祉資金貸付金 寡婦福祉資金貸付金連約 金徵収免除決定通知書
様式第七号の 四	母子福祉資金貸付金連 約金徵収免除不承認決 定通知書	寡婦福祉資金貸付金連約 金徵収免除不承認決定通知書
様式第七号の 一	母子福祉資金貸付金据 置期間延長申請書	寡婦福祉資金貸付金据置 期間延長申請書
様式第七号の 三	母子福祉資金貸付金据 置期間延長決定通知書	寡婦福祉資金貸付金据置 期間延長決定通知書

様式第一中の二の備考の三「技能習得資金、生活資金、修学資金及び

める。

「摘要」欄は、生活資金を借り受けようとする場合にあつては借り受けている技能習得資金又は療養資金について、児童扶養資金を借り受けようとする場合にあつては、現在までに借り受けた児童扶養資金について、その状況を記入すること。

て、その状況を記入すること。

次の川添様や見ゆ。

様式第7号の2(第5条の2関係)

母子福祉資金貸付金据置期間延長申請書

職 氏名 殿

下記のとおり母子福祉資金貸付金の据置期間の延長を受けたいので、申請します。

年 月 日

借 主 住所
氏名
所住
氏名

(印)

記

資金の種類	資金
据置期間の延長を受ける とする貸付金の額	円

資金の種類	資金
据置期間を延長する貸付金の額	円
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定延长期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の償還期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号の3(第5条の2関係)

母子福祉資金貸付金据置期間延長決定通知書

職 氏名 殿

年 月 日 付けで申請のあつた母子福祉資金貸付金の据置期間の延長については、下記のとおり決定しました。

年 月 日

職 氏名 殿

備考 被災証明書その他の据置期間の延長に係る事実を証する書面を添付すること。

昭和60年9月27日 金曜日

鳥取県公報

様式第7号の4(第5条の2関係)

母子福祉資金貸付金据置期間延長不承認決定通知書

氏名 殿 年 月 日 付けで申請のあつた母子福祉資金貸付金(資金)
の据置期間の延長については、下記の理由により不承認と決定しました。

年 月 日

記

職 氏名 国

第十条中「保健所長」を「保健所長又は食肉衛生検査所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 1 様式第十一中の備考のふたつ次のように改める。
 2 被災証明書、在学証明書その他の償還金の支払猶予に係る事実を証する書面を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和六十年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 昭和六十年九月二十七日
 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 1 畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 2 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。
 別表第二号中「七十トン(いか釣漁業又は沖合底びき網漁業に從事する漁船にあつては、百トンとする。以下同じ。)」を「百十トン」に、「七十トン」を「百十トン」に改め、同表第四号中「又は水産物等運搬用機具」

と畜場法施行細則の一部を改正する規則
 鳥取県規則第四十七号

と畜場法施行細則(昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の表中	「鳥取県中部食肉センター 2
米子市當と畜場	日清ハム株式会社夜見と畜場
4	5
」を「鳥取県中部食肉センター 2」に改める。	

を「水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具」に改め、同表第六号中「七十トン」を「百十トン」に改め、同表第八号中「漁村に必要な有線放送施設（音声による有線放送を行うものに限る。）及び有線放送電話施設」を「漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）」に、「又はガス供給施設」を「ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。